

令和 7 年度 業務委託契約に係る単品スライドの運用基準

燃料油等の急激な価格上昇による過大な受注者負担に対応するため、業務委託契約について、材料価格上昇による受注者負担の一部を発注者（市）が負担する業務委託契約の単品スライドについては、下記のとおり運用します。

1 対象となる契約

次の(1)から(4)までを満たす契約

- (1) 令和 8 年 2 月末日までに契約した業務委託契約で、受注者から協議依頼書を受理した日において、残委託期間が 1 月以上あるもの
- (2) 令和 7 年度中の委託期間において、対象となる品目ごとの上昇額が対象となる契約金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるもの
- (3) 設計書等において、材料ごとの使用数量及び単価を明記しているもの（単価の変動によりスライド額の算定が可能であるもの）
- (4) 契約書等に、契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して解決する旨^{注 1}の規定があるもの

注 1 川越市業務委託契約書（参考例）

（定めのない事項）

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度発注者と受注者とが誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとする。

川越市標準委託契約約款（工事委託）（参考例）

（契約外の事項）

第 58 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

2 適用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの委託期間

3 対象となる品目

- (1) 燃料油（ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油）
- (2) その他の品目（物価高騰による影響で価格が上昇した材料のうち委託料への影響が大きいもの）

4 スライド額の算定方法

(1) スライド額

項番 1 に定める契約で、対象となる品目ごとに次式により算定した変動額が、項番 2 に定める委託期間における契約金額（以下「対象契約金額」という。）の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 算定方法（※ 算定方法の詳細については、別紙を参照）

$$\text{スライド額} = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - \text{対象契約金額} \times 1/100 \quad (M_{\text{変更}} > M_{\text{当初}})$$

$M_{\text{当初}}$ ：当初積算における対象品目の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格上昇後の対象品目の金額

5 購入数量等に関する確認

受注者から当該運用基準に基づく協議依頼があったときは、受注者に対し、燃料油等を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入月を証明する書類の提出を求めるものとする。

6 分割払の取扱い

月払等の分割払を行っている場合、支払済のものについても計算の対象とする。

7 委託料の変更手続

- (1) 受注者は、項番 1 に定める契約の場合、委託料の変更を依頼することができる。
- (2) 発注者は委託料の変更金額について、発注者による実勢価格を用いて算定した金額と受注者の購入金額を確認の上、受注者と協議するものとする。
- (3) 協議の結果、委託料の変更を行う場合には、発注者と受注者による覚書を取り交わすものとする。
- (4) 委託料の変更は、令和 7 年度に係る委託期間の最終月に行うものとする。この際、最終月の数量及び単価の算定方法は、最終月の前月までの各月の数量及び単価による加重平均とする。
- (5) 変更金額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (6) 変更の協議は、当該委託業務の発注課と行うものとする。

附 則

この運用基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(令和 7 年 3 月 2 8 日市長決裁)

スライド額算定方法

$$\text{スライド額} = \text{燃料油の変動額} + \text{その他の品目の変動額} - \text{対象契約金額} \times 1\% \\ (M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}) + (M_{\text{変更他}} - M_{\text{当初他}}) - P \times 1/100$$

$M_{\text{当初油}}, M_{\text{当初他}}$ (当初積算における燃料油又はその他の品目の金額)

= 当初積算における単価(消費税込) × 対象数量 × 落札率

= $\{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$

$M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更他}}$ (価格上昇後の燃料油又はその他の品目の金額)

= 価格上昇後の実勢単価(消費税込) × 対象数量 × 落札率

= $\{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税率})$

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 購入時点における各対象材料の実勢単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 対象契約金額

※ 品目ごとの変動額が対象契約金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えない場合には、対象とならない。

※ 当初積算における単価及び対象数量は発注者の設計による。

※ 価格上昇後の対象数量については、当初積算における対象数量と同一とする。

※ 発注者による購入時点における各対象材料の実勢単価は、物価資料(一般社団法人建設物価調査協会)等により算出する。なお、最終月の数量及び単価については、最終月の前月までの各月の数量及び単価による加重平均とする。

※ $M_{\text{変更油}}, M_{\text{変更他}}$ について、実際の購入金額の方が低い場合は、実際の購入金額とする。(この場合は落札率を考慮しない。)